

2022年 4月 19日

オハラ樹脂工業株式会社  
代表取締役 尾原慶則 殿

JMITU愛知地方本部  
執行委員長 北村 淳  
(押印略)

JMITU愛知支部  
執行委員長 平田英友  
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会  
分会長 朝倉健次



貴社「号外第37について(2)」と題する書面について

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による本年3月15日付「号外第37について(2)」と題する書面(以下「上記書面」という)を頂きました。下記のとおり嚴重に抗議申し上げますとともに速やかな団体交渉開催を強く求めます。

記

- 1 上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。当労組は、貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を繰り返し求めておりますが、貴社は一向に是正しようと思われません。不誠実極まりない対応であり、嚴重に抗議申し上げます。次回以降は、貴社代表者による誠実なご回答を再度強く求めます。
- 2 上記書面によれば、「団体交渉の必要性もないと判断します。」とか「回答しないことを申し添えます。」とか「団体交渉の必要もない」とか「当社の意見は異なります。」とか一方的な主張を並べ立て、貴社の不当労働行為の正当化を企てようと試みておられます。しかし、貴社「不当労働行為意思」は上記伊東雅弘氏の書面で明らかであり、具体性を欠き、一方的で稚拙な上記書面で到底糊塗できるものではありません。当労組は本年3月7日付「貴社『号外第37について』」と題する書

面について」等でも申し上げている通り当労組書面で不明点があれば、①具体的記述、②その理由と根拠、③趣旨、を全て明らかにされた上で回答されるよう求めます。

3 尾原社長に以下の通り要求致します。

当労組本年3月7日付「貴社『号外第37について』と題する書面について」の要求事項1～4項目について、その項目毎に的確且つ端的に回答されるよう再度強く求めます。

4 当労組と致しましては、上記1～3についてのご回答を、本年4月25日（月）17時30分までに当労組分会宛為されると共に、本件に於ける速やかな団体交渉開催を強く求めます。

尚、上記団体交渉開催要求は、貴社が貴社2020年1月9日付「回答書」で述べられた「義務的団体交渉」事項である為、重ねて団体交渉開催を強く要求致します。

(1) 開催希望日

第一希望日：2022年5月11日（水）

第二希望日：2022年5月12日（木）

第三希望日：2022年5月13日（金）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人数：当労組交渉委員及び傍聴を希望する組合員

(2) 議題

上記当労組掲示板の掲示物について

(3) その他

繰り返しになりますが、上記1～4について不明点等があればその項目について、①具体的内容、②合理的理由、③根拠、④趣旨、を全て明らかにされた上で回答されるよう求めます。尚、貴社が上記を示せない場合或いは、回答期日までに無回答の場合には、上記開催条件にて団体交渉を開催されるよう強く求めます。

以上